

図 10.2 安全確保の規制行政の枠組み (概念図)

規制者

規制者は、規制法にもとづき、自らの裁量により規制をする行政機関である。道路交通の規制では、道路交通法に、公安委員会(4条)を頂点とし、警察署長(5条)、警察官または交通巡視委員(6条)が規定されている。

①法の具体化／適用法の決定

規制者は、規制法を具体化するために、命令(施行令、施行規則など)を、パブリックコメントを経て制定する(行政手続法39条)。それでも、施行令や施行規則などは一般的で抽象的な表現が多いので、解釈して適用する。

②必要な組織，設備などの具備

規制者は，規則のために必要な，自らの組織を備える。加えて，道路交通法では，規制者（公安委員会）は「信号機または道路標識等を設置し，及び管理」する（同法4条1項）。規制法の目的の実現のために，規制者が自ら具備すべきことが多々ある。

③被規制者に対する規制（政府規制）

従来，規制行政といえば，この「政府規制」であり，警察的規制といわれてきた。被規制者には，憲法で保障された，交通の権利・自由や，事業を営む権利・自由がある。規制者による規制はそれらを制限することになるが，被規制者は従わなければならない。

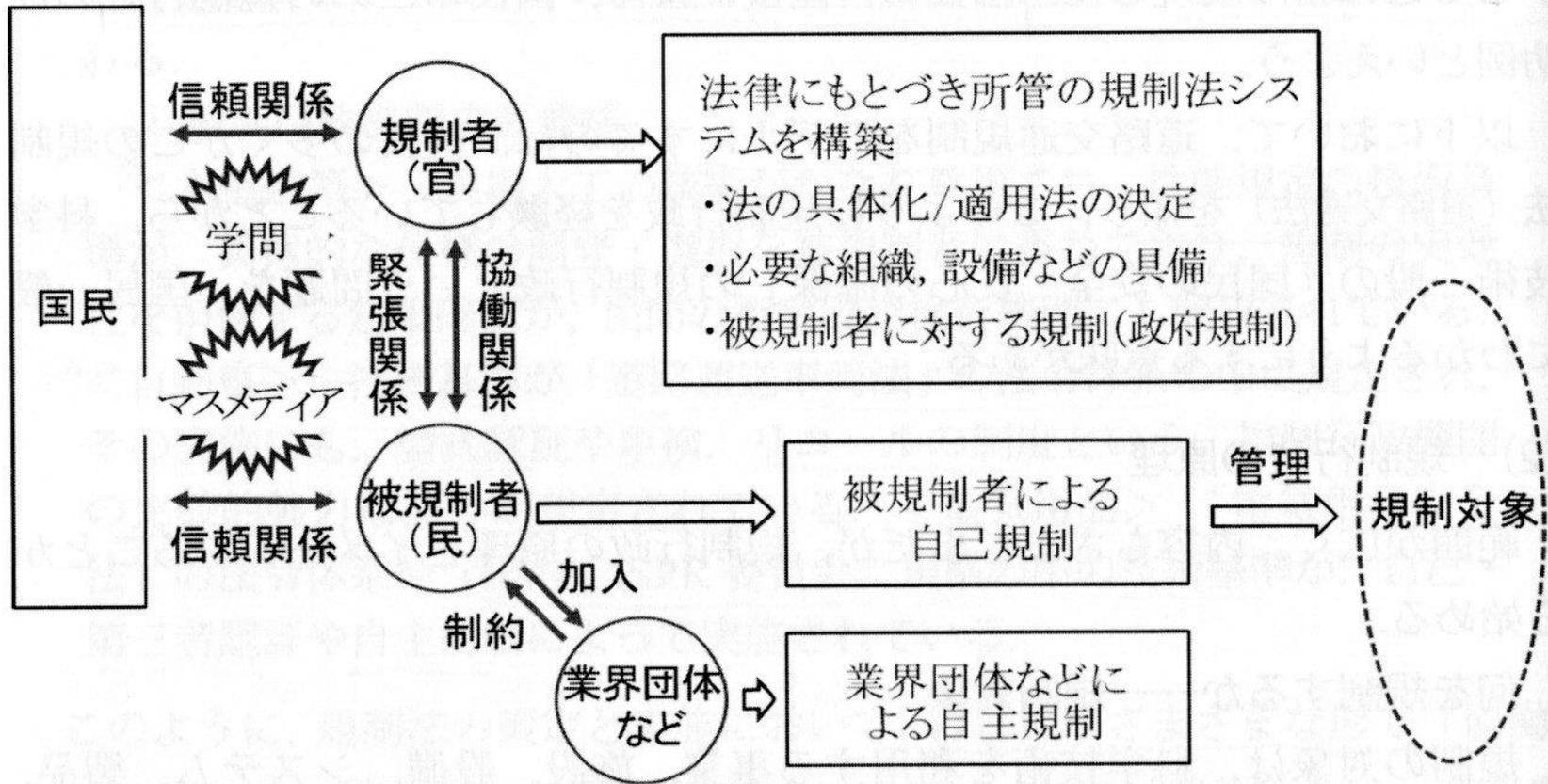


図 10.2 安全確保の規制行政の枠組み (概念図)

被規制者

規制法では、被規制者は規制者によって規制され、それに従うという、一見、受動的な立場にある。しかし、法律の文言に表れていない前提がある。

被規制者は、規制対象を、自らの管理下に置き、それを自ら運用する。このことが前提である。被規制者は、管理下にある規制対象の安全確保に一義的な責任を負い、自主的に、自ら規制する。

関係者

①業界団体

代表例として、事業者が加入する業界団体がある。事業者は、業界団体に加入し、業界団体が自主規制の方針による制約を受ける。

②学協会

関連の専門技術をもつ専門家や、土木学会、日本機械学会、安全工学会など学協会の参画がありうる。一般に、それらの公的活動をする学協会には、相応の社会的責任がある。

③世論を背景とするマスメディア

国民・公衆による世論が、規制行政に影響力を持つことは言うまでもない。そういう国民・公衆を背景とするマスメディアの動向が、世論を動かし、規制行政に影響を及ぼすことがありうる。例として、NASAによるスペースシャトルのチャレンジャーの打ち上げ決定の際に、マスメディアがスペースシャトルの遅延を多く大々的に報道したことが圧力となった。

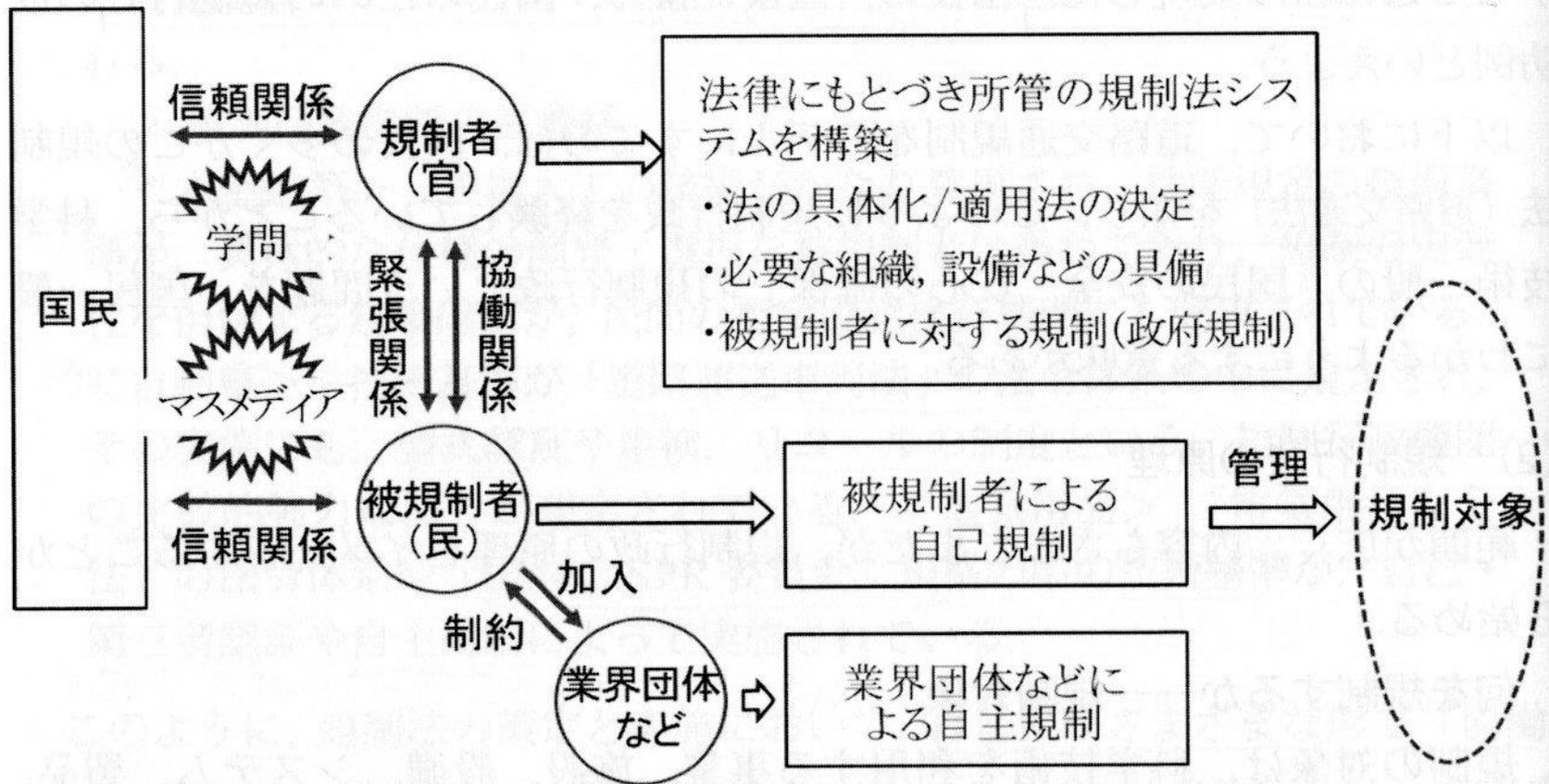


図 10.2 安全確保の規制行政の枠組み (概念図)

規制の構成

規制行政における規制は、単なる政府規制ではなく、事故規制を中心に、3種類の規制が重なっている。

- ①規制者による被規制者に対する規制
(政府規制)
- ②被規制者による自己規制(自己規制)
- ③業界団体などによる自主規制(自主規制)

政府規制の主導のもと、自己規制を中心に、互いに補完的に作用し、全体として規制の目的を達する。

福島原子力事故後の規制改革

2011年の閣議決定により、「規制と利用の分離」の観点から組織の見直しがスタートした。それまで、原子力の「利用」の行政と、原子力の「規制」の行政とが、同じ経済産業省の所管だった。利用と規制は、利益が相反する関係にあり、所管が同じでは厳しい規制の妨げとなる。それに、原子力規制が複数の省庁に分かれていた。経済産業省資源エネルギー庁の特別の機関とされていた原子力安全・保安院が規制を担い、それを内閣府に置かれた原子力安全委員会がダブルチェックする仕組みだったが、縦割り行政の弊害があった。この見直しにより、2012年、環境省の外局として原子力規制委員会が設置されて、規制の事務が一元化された。

第9章 説明責任

説明責任は、“accountability”の訳語で、説明が必要な事柄、また、説明を求められた事項について、当事者が十分な説明をなすべき責任のことをいう。

技術に関する判断は、それぞれの分野の専門家でなければ的確な判断が難しい。一般社会はこれらの判断に後から同意することになるが、決定された過程と理由については「知る権利」がある。

説明責任の前提は、1つ目は、説明する者と説明される者との間の信頼関係が必要なことである。説明する側としては、十分に説明したのだから、それでわからないのは説明される側の責任だと突き放したくなるが、説明責任はそうではない。

説明責任は、**情報開示**とは異なる。説明責任は、信頼関係を確認しながら情報を与える責任といえる。説明責任と表裏をなして**守秘義務**（**秘密保持義務**）がある。説明責任を負う相手の情報は、その承諾を得ないで他の人に漏らしてはならない。

2つ目は、技術関連の情報のほとんどはマスメディアを通して社会に伝えられることである。しかし、マスメディアは情報のオリジナルな作り手ではなく、技術者等の専門家からの情報提供にもとづいて社会に情報を発信している。すなわち、マスメディアと良いコミュニケーションを持ち、的確に情報を提供しないと、公衆に対する説明責任は果たされない。

医師と技術者の説明責任

医師も技術者も専門職業に従事しているが、その立場には違いがある。

医師における説明責任は、インフォームド・コンセントといわれるように、医師は患者に対して患者の病状や治療法の「情報を開示」し、患者はその情報を知る権利があり、医師の処方に同意して治療が行われる。患者は、医師が患者に対して最適な処方を施すものと信頼し、かつ、その間のやり取りは外部には洩らさないことを信じている。そこでの人間関係は、基本的には、1人の医師と1人の患者との関係である。

技術者も1人の専門職として、医師と同様の立場におかれるが、技術者が作り出すものは、不特定多数の公衆が利用することになる。

技術者と社会との間には、2通りの関係がある。顧客との契約関係にもとづく人間関係と、不特定多数の公衆を相手とする人間関係である。後者の場合、技術者と、最終受益者である公衆や消費者との間に、直接の人間関係はない。

科学技術は本来、説明しても公衆にはわかりにくい。公衆は科学技術がよくわからないので専門家である技術者を必要とするのだから、いくら説明しても、技術者ほど理解できるはずがなく、ここに技術者の説明責任を果たすうえでの難しさがある。

説明責任(1) 原子力発電

原子力発電に対して、日本社会はネガティブな印象を持っている。そのために原子力発電所の建設に際して反対運動が起き、住民の理解を得ることが難しかった。その結果、建設促進の手段として「絶対安全」という言葉が生じたと考えられる。

「絶対安全」は「リスクゼロ」と同義語であり、絶対安全を求めることは「リスクがどんなに小さくても許容されない」ことを意味しており、現実には絶対安全は存在しないし、科学的にも実現不可能である。

「安全神話」について

多くの原子力関係者が「原子力は絶対に安全」などという考えを実際には有していないにもかかわらず、こうした誤った「安全神話」がなぜ作られたのであろうか。その理由として以下のような要因が考えられる。

- ①他の分野に比べて高い安全性を求める設計への過剰な信頼
- ②長期間にわたり人命に関わる事故が発生しなかった安全の実績に対する過信
- ③過去の事故経験の風化

④原子力施設立地促進のためのPA(パブリック・アクセプタンス＝公衆による受容)活動のわかりやすさの追求

⑤絶対的安全への願望

上記の④PA(パブリック・アクセプタンス)活動は、原子力施設の立地促進のために絶対安全と言わざるを得なかったことである。社会が、マスメディアを中心に「安全か？安全でないのか？」という単純形で関係者を問い詰めたことが、絶対安全と言わざるを得ないような状況に追い込んだものと考えられる。

リスクと説明責任

英国の保健安全執行部(HSE)が1988年に、安全目標と共に打ち出した**ALARP**(As Low As Reasonably Practicable) **原則**は、日本の原子力でも知られるようになった。

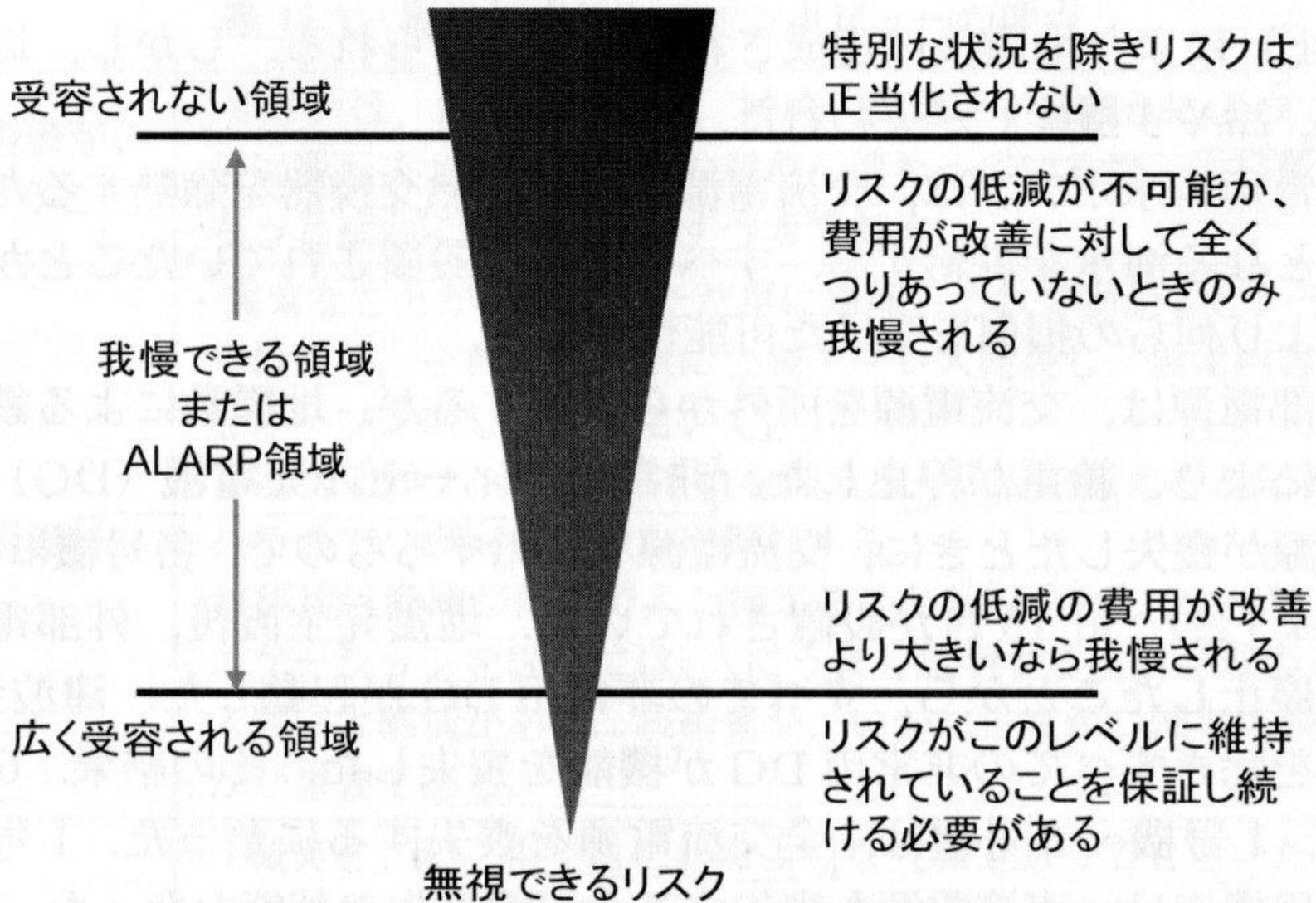


図 11.1 ALARP の原則における安全のレベル⁴

この図の三角形の横幅がリスクの大きさを示しており、広く受容できる領域(安全)が「リスクゼロ」ではないことがわかる。ALARPの考え方は、安全か危険かという2区分の判断ではなく、「広く受容される領域」と「受容されない領域」との間に「我慢できる領域(ALARP領域)」あり、受け入れの可否が「改善されるリスクとリスク低減に要する費用」とのバランスによって判断される、いわば灰色の領域である。

このわかりやすい図は、安全行政は国民一般のためのものであり、その説明責任を果たす工夫に他ならない。

日本は長年、「絶対安全」を希求してきた結果、原子力関係者は情報を開示することに過敏とも思われる警戒心を持つことになった。「原子力発電にはリスクがある」ことを、関係者は認識しながらも、社会に説明できなかった。

本来ならば、地震・津波等のリスクに備えての対策についての検討を、国民にわかるように公表すべきであったのに、そうすれば、「安全ではない設備を導入したのか」という議論が懸念されたのであろう。

そうして福島原発事故は起きた。

説明責任を果たすには何が求められるだろうか。

鷺見禎彦氏（当時、日本原子力発電会社社長）がインタビューで答えた記事を次に示す。

福島第一原発事故は起きてしまったが、近年、原子力関係者はリスクが存在することを公表するようになり、事故などが起きてても速やかに発表するようになってきた。

1994年に起きた「もんじゅのナトリウム漏出事故」を反省し、技術者が地元市民と膝を交えて話し合う「サイクルミーティング」が行われている。

表 11.1 鷺見禎彦氏とのインタビューの要点

<p>1. 技術者がいるということ</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 原子力は、危険なものを、技術者が管理することによって、安全に運転できている。その業務に携わっている原子力技術者は、もっと社会に情報を発信すべきである。
<p>2. 説明責任</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 異常なことがあれば、ただ単に修理しそれで動かすということではなく、それを国・県に公表、プレス発表し、異常内容と対策をオープンにしてやっていく。 • 事象が起きれば直ちにそれを伝える。原因を考えると発表が遅れるので、事実を速やかに報告する。 • 技術屋は機械が相手に人と接することを得手としないが、コミュニケーションを図るには、人にうまく説明する技術が求められる。人間には感情がある。技術者が、いかに正直かつ誠実に説明するかが重要である。
<p>3. 信頼関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 「誠実さ」が、相手に伝わるような人間であってほしい。彼のいうことは信用できるという人間になってほしい。 • 何事もオープンにしてガラス張りにして言う。 • 誠意をもって隠しごとなく説明すればジャーナリストも分かってくれる。小さいことでも見せないで、そこに何かあるのだろうと、人間の好奇心が働いてくる。
<p>4. お互いに人間であること</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 反対する人も、私も、同じ人間として幸せを求めている。人間は千差万別だが、お互いに人間である。お互いに十分話し合えば、フィロソフィーは平行線であっても、どこかで一緒になれるところが出てくる。それが、コミュニケーションのお互いの共通基盤になる。
<p>5. 無理をしない</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 一人ひとりが自分の気の付いたことを、積極的に発言し、組織の中で改善していく。そんなことをしたら危険ではないかという発言を誰でもできるような風通しの良い会社になりたい。

説明責任(2) 発がん性物質の安全性

化学物質にも、放射線被曝と同様に、発がん性物質がある。化学物質には「用量－反応関係」があり、ほとんどの化学物質には、これ以上少ない量ならば影響が出ないという閾値(しきいち)を持っている。→次のスライドの表を参照

しかし、発がん性物質は閾値のないことが多い。閾値がないということは、非常に少量の暴露や摂取でも何らかの影響が出る可能性があり、その物質に触れる以上、リスクをゼロにできない。

表 11.2 日本学術会議会長談話
「放射線防護の対策を正しく理解するために」(要旨)

1. 放射線の健康に対する影響には、白血球の減少や脱毛のような、「しきい値」と呼ばれる線量を超える放射線を受けたときだけ現れて、しきい値以下では影響が出ない「確定的影響」と、しきい値が存在せず線量に比例してがんの確率が増える「確率的影響」とがある。今回の漏出した放射性物質による一般の人々の被ばくは、しきい値のない確率的影響に関するものである。
2. がん発生確率は、100 mSv では、0.5%程度増加するが、これは10万人規模の疫学調査によっては確認できないほど小さなもので、受動喫煙や野菜摂取不足によるがんの増加より少ない。
3. 国際放射線防護委員会 (ICRP) の防護基準
 - ①医療や事故における救助作業のように、個人あるいは社会の利益が放射線の被害を上回るときには被ばくが正当化される。
 - ②緊急事態に対応するには、一方で基準の設定によって防止できる被害と、他方でそのことによって生じる不利益（たとえば大量の集団避難による不利益、その過程で生じる心身の健康被害等）の両者を勘案して、リスクの総和が最も小さくなるように最適化した防護の基準を立てること
 - ③平時の場合であれ、緊急の場合であれ、個人の被ばくする線量には限度を設定する。
4. 今回のような緊急事態では、年間 20 ~ 100 mSv の間に適切な基準を設けて防護策を講じる。
5. これを受けて、政府は年間 20 mSv という基準を設けた。

すなわち、発がん性物質のリスクに対応するには、「使用禁止」か、または「無視できるレベルを設定し、それを許容量とする」のいずれかを選ばざるを得ない。

そこで、次の図に示すように、実質安全量として「 10^{-5} ／生涯」を設定し、それに対応する使用量を**実質安全量** (VSD<mg/kg/day>: Virtually Safe Dose) としている。実質安全量をどのくらいの数値にするかは、リスク管理ポリシーの問題で、科学ではなく合意形成の問題である。

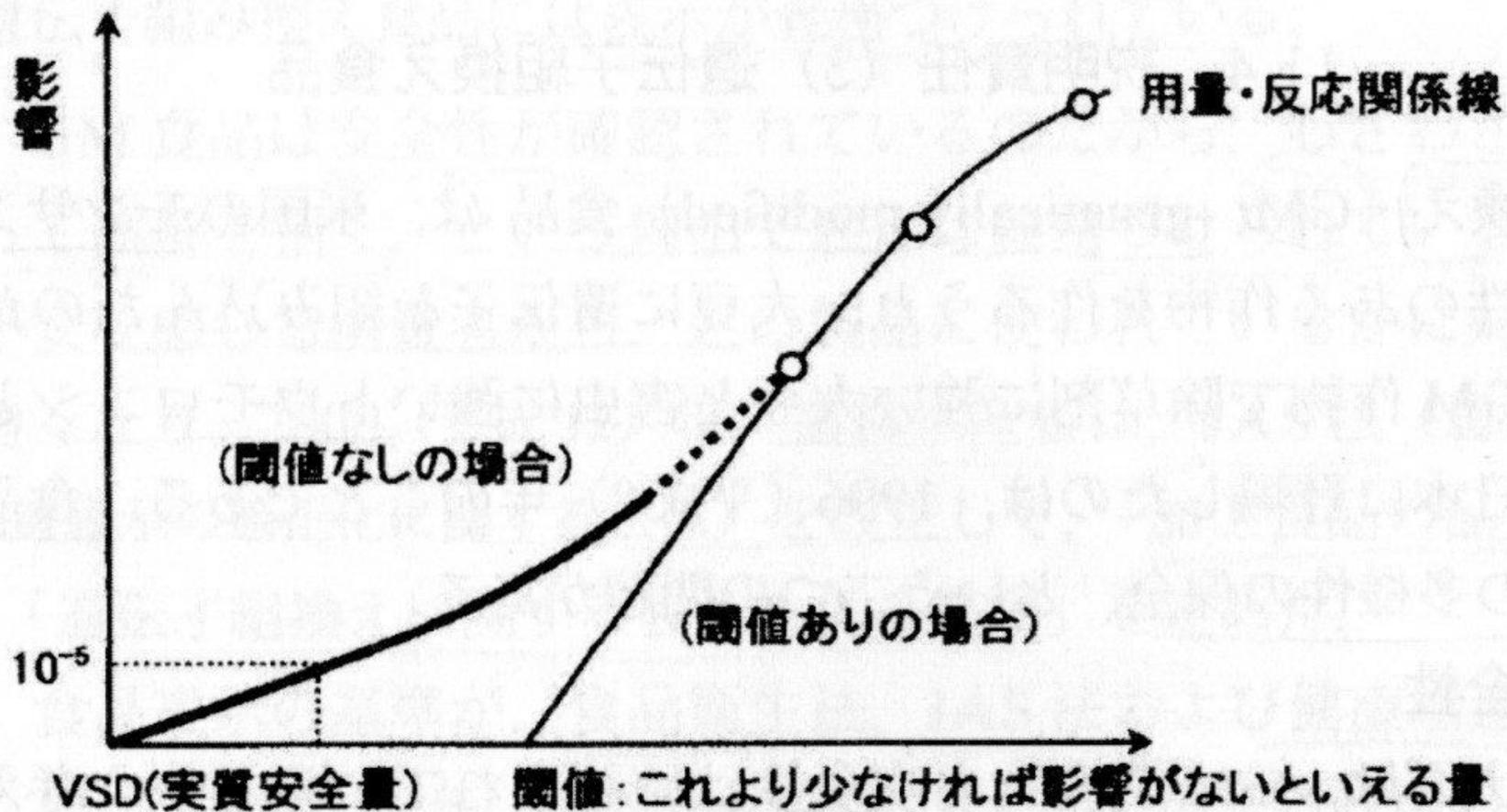


図 11.2 発がん性物質の実質安全量

安全の確保には費用がかかるが、ゼロリスクの基本にあるのは、「人の健康と命は、何よりも重要であり、費用の多寡などは考えるべきではない」という考え方である。至極もっともであり多くの共感を得るが、あるリスクをゼロにするために無限の費用をかけることは不可能である。さらにリスク管理のための規制を100%守らせることも難しく、結局はリスクが発生する。

それではどの程度のリスクなら受け入れられるのか、費用と効果のバランスをどこに置くのか、これらの点について合意を得ておくことが重要である。結局は「ゼロリスク」か「費用対効果」かの争いになる。

米国もかつて「ゼロリスク」を志向していた。1958年、米国連邦食品医薬品化粧品法にはデラニー条項があり、動物試験で発がん性が認められた物質の食品への使用を全面禁止していた。しかし、その後、ほとんどの化学物質は使用量が多ければ、動物にがんを起こす可能性があることがわかり、発がんのおそれがない極めて少量であっても、その物質が使用できないという不都合が生じ、1996年の食品品質保護法の成立とともに、デラニー条項は廃止された。

説明責任(3) 遺伝子組換え食品

遺伝子組換え (GM, genetically modified) 食品は、米国のモンサント社が除草剤に耐性のある作物を作ろうと、大豆に遺伝子を組み込んだのがきっかけだった。GM作物で除草剤に強い大豆と害虫に強いトウモロコシとが、輸入によって日本に登場したのは1996年のことである。ここには、食品の安全性と、生物の多様性の保全、という2つの問題がある。

食品の安全性

米国やカナダは、GM農産物の安全性は確認されているという考えで、表示義務は一切ない。

一方、EUは、BSE(牛海綿状脳症、狂牛病)に苦しんだ経験もあって、GM技術に対して慎重な立場をとり、1998年からGM作物の新規認可を凍結していたが、2004年にスイスの農薬・種子大手シンジェンタ社の害虫抵抗性スイートコーンの域内での販売を承認し、個別に安全性の評価を進める方針でようやく動き出した。

日本の姿勢は、米国とEUの中間程度と考えられる。このように世界統一の表示基準にはまだ至っていない。

厚生労働省は 2012 年、遺伝子組換え食品の安全性について見解を示した¹²。

1. 遺伝子組換えとは、生物の細胞から有用な性質を持つ遺伝子を取り出し、植物などの細胞の遺伝子に組み込み、新しい性質を持たせることをいう。
2. 従来品種との違いは、生産者や消費者の求める性質を効率よく持たせることができる点にあり、たとえば味の良い品種に乾燥に強い遺伝子を組み込ませると、味がよく乾燥にも強い品種になる。
3. 日本で安全性が確認され、販売流通が認められているのは、大豆、ジャガイモ、菜種、トウモロコシ、綿、甜菜、アルファルファ、パパイアの食品8作物、添加物7種類（15品目）である。
4. これらの食品は、さまざまなデータにもとづき、組み込んだ遺伝子によって作られるたんぱく質の安全性や組み込んだ遺伝子が間接的に作用し、有害物質などを作る可能性のないことが確認されており、食べ続けても問題はない。
5. 市場に出ている遺伝子組換え食品は安全性が確認されている。厚生労働省は、食品安全委員会に安全性の評価を依頼し、安全性に問題のないことを確認している。
6. 遺伝子組み換え食品には表示が義務づけられている。

当初、GM食品は安全性が確認されているのだから、わざわざ表示するのはかえって誤解を招く、という理由で表示は義務づけられていなかった。しかし、不安を感じる消費者から、どの製品に使われているかに対する表示の要望が強くなり、2000年に農林水産省は、**JAS法**（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）を改正して、「**加工食品の品質表示基準**」を設け、「**遺伝子組換えに関する表示に係る基準**」を定めた。

表 11.3 遺伝子組換えに関する表示に係る基準*

加工食品	対象農産物
1 豆腐・油揚げ類	大豆
2 凍豆腐, おから及びゆば	大豆
3 納豆	大豆
4 豆乳類	大豆
5 みそ	大豆
6 大豆煮豆	大豆
7 大豆缶詰及び大豆瓶詰	大豆
8 きな粉	大豆
9 大豆いり豆	大豆
10 1～9までに掲げるものを主な原料とするもの	大豆
11 大豆(調理用)を主な原材料とするもの	大豆
12 大豆粉を主な原材料とするもの	大豆
13 大豆たん白を主な原材料とするもの	大豆
14 枝豆を主な原材料とするもの	枝豆
15 大豆もやしを主な原材料とするもの	大豆もやし
16 コーンスナック	とうもろこし
17 コーンスターチ	とうもろこし
18 ポップコーン	とうもろこし
19 冷凍とうもろこし	とうもろこし
20 とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰	とうもろこし
21 コーンフラワーを主な原材料とするもの	とうもろこし
22 コーングリッツを主な原材料とするもの(コーンフレークを除く)	とうもろこし
23 とうもろこし(調理用)を主な原材料とするもの	とうもろこし
24 16～20に掲げるものを主な原材料とするもの	とうもろこし
25 冷凍ばれいしょ	ばれいしょ
26 乾燥ばれいしょ	ばれいしょ
27 ばれいしょでん粉	ばれいしょ
28 ポテトスナック菓子	ばれいしょ
29 25～28に掲げるものを主な原料とするもの	ばれいしょ
30 ばれいしょ(調理用)を主な原料とするもの	ばれいしょ
31 アルファルファを主な原料とするもの	アルファルファ
32 てん菜(調理用)を主な原料とするもの	てん菜
33 パパイヤを主な原材料とするもの	パパイヤ

* 食品表示基準(平成27年3月20日内閣府令)別表第17; 遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準(平成26年12月25日消費者庁告示)別表2

当時、食品表示の基準が、**食品衛生法**、**JAS法**および**健康増進法**に分かれていた。2013年に消費者基本法にもとづく消費者政策の一環として、新たに「**食品表示法**」を制定し、これらを統合して食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設した。それが、2015年の内閣府令「**食品表示基準**」である。同時に、表示は消費者庁の管轄に一元化された。

表示義務の対象となるのは、大豆、とうもろこし、ばれいしょ、菜種、綿実、アルファルファ、甜菜（てんさい）およびパイヤの8種類の農産物と、これを原材料とし、加工工程後も組み換えられたDNAまたはこれによって生じたタンパク質が検出できる加工食品33食品群と、高オレイン酸遺伝子組換え大豆およびこれを原材料として使用した加工食品（大豆油等）である。

大豆油や醤油が加工食品33食品群に含まれず、表示の対象外であるのは、組み込まれた遺伝子やその遺伝子が作るタンパク質が、加工の際の加熱や精製によって残らないので、技術的に検出できないためである。

日本の輸入実態は、2014年の米国からの輸入では、大豆は65%で、その93%はGM品である。トウモロコシは84%で、その93%がGM品である。輸入価格は、非GM品が約3割～5割の割高となっており、米国では栽培しやすいGM品に押されて、非GM品の生産が細ってきている。非GMにこだわっていても必要な原料の確保が難しい状況になってきている。

生物の多様性の保全

生物多様性条約(生物の多様性に関する条約)

は、国連環境計画(UNEP)のもとで、生物の多様性を包括的に保全し、生物資源の持続可能な利用を行うための国際的な枠組みとして、1992年に採択され、1993年に発効した。

この条約は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約)、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)などを補完するものである。

遺伝子組換え作物など、現代のバイオテクノロジーにより改変された生物(LMO, Living Modified Organism)は、生物の多様性の保全および持続可能な利用に及ぼす可能性があり、その悪影響を防ぐため、輸出入の規制などについての国際間の取り決めが、カルタヘナ議定書である。日本では、その実施のため、2003年にカルタヘナ法が公布され、カルタヘナ議定書が日本に効力を生じる2004年に施行された。

2010年、生物多様性に関する名古屋会議で、GM作物が自然を壊すなどの被害が生じた場合、生産した企業などの原状回復を義務づける「**名古屋・クアラルンプール補足議定書**」が採択された。輸出先でこぼれ落ちるなどして、その土地固有の品種を駆逐すれば、生態系が乱されるおそれがある。

実際に被害が起きた報告はまだないが、今のうちから制度を整えるものである。

リスクコミュニケーション

リスクコミュニケーションの基本概念は、日本リスク研究学会では次のように示されている。

科学技術を含めて、世の中のあらゆる事象には、**利便性**と**危険性**が含まれている。その危険性から、市民を守るためには、情報の主たる所有者である行政や企業は、事象のもつ利便性と危険性を市民に伝え、ともに対応を考える必要がある。

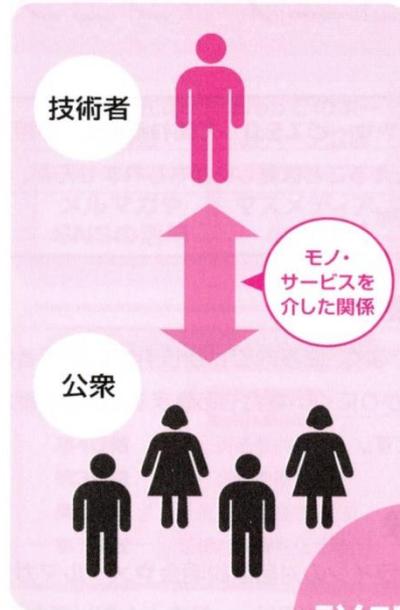
このように対象の持つポジティブな側面だけでなく、ネガティブな側面についての情報、それもリスクはリスクとして、公正に伝え、関係者が共考しうるコミュニケーションのことを「**リスクコミュニケーション**」という。

この定義には、コミュニケーションの送り手と受け手の相互作用過程という考え方が含まれている。

浦野紘平氏(2003)の著書によれば、日本のリスクコミュニケーションは、従来型から双方向型、さらには信頼構築の場を作るように展開していく必要があると示されている。

表 11.4 リスクコミュニケーションの段階

	従来	比較的最近のリスク コミュニケーション	これからの リスクコミュニケーション
目的	自分たちの方針を相手に受入れさせる.	行政・企業・市民団体が、問題に関する情報を共有し、意見交換を行う.	関係者が相互に情報を要求、提供、説明しあい、問題に対する理解と信頼のレベルを上げる.
手法	説明会、パンフレット等により理解させ、できるだけ、方針をそのままの形で合意を得る.	情報提供や説明方法の検討よりも、関係者間のコミュニケーション・プロセスの改善を重視 (双方向のコミュニケーション)	現在の科学的情報により、 <ul style="list-style-type: none"> ・推定されるリスク、 ・現在および将来の対策、 ・リスク受入れ程度等の 情報と意見交換を繰り返し、理解と信頼のレベルを上げ、問題の効率的改善を図る.



リスクコミュニケーション

対話形式の
説明会

Webでの
ホームページ
公開

メルマガや
SNSの
活用

マスメディア
の利用

説明責任

専門家にお任せください。難しいことはしらなくてもいいですし、知らせません

パターナリズム

インフォームドコンセント

問題点の説明をわかりやすくします。納得いくまで聞いてください

インフォームドコンセント

不特定多数
の関係者

受け取り側の
理解度が
まちまち

技術的背景の
無い人たち
への難解な
技術説明

相互信頼が
必須

対話志向
形式

技術説明対象

リスクマネジメント

リスクコミュニケーション

対話形式の
説明会

Webでのホーム
ページ公開

メルマガや
SNSの活用

マスメディア
の利用

相互意思疎通



リスクコミュニケーションの段階

最終段階

信頼の構築

第4段階

責任を共有

第3段階

理解を得る

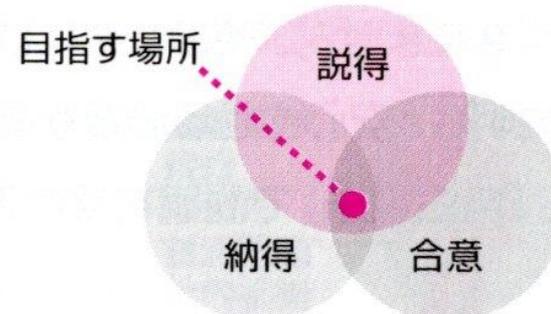
第2段階

意見を交換する

第1段階

正確な情報を伝える

リスクコミュニケーションの目的



説得・納得・合意の三つの実現

インフォームドコンセント

インフォームドコンセント

パターナリズム

専門家にお任せください。難しいことはしらなくてもいいですし、知らせません

インフォームド
コンセント

問題点の説明をわかりやすくします。納得いくまで聞いてください

「知る権利」と「自由意志」

不都合があった製品・サービス

技術者

わかるまで説明する義務

公衆

知る権利・自由意志

商品知識なし。リスクに怯える。安心したい。

情報開示の目的

技術者

説明責任
守秘義務

公衆

不具合
技術内容
想定被害
対策内容
補償内容

理解
納得
同意

実務的なインフォームドコンセント

- 経営者
- 上司
- 監督省庁
- 銀行
- 取引先
- 懸念組織
- 社内組織
- 対応チーム

技術者

公衆



技術説明対象

不特定多数
の関係者

受け取り側の
理解度が
まちまち

技術的背景の
無い人たち
への難解な
技術説明

相互信頼が
必須

対話志向
形式

「企業内部説明責任」

経営・管理部門

- 公衆説明内容
- 被害範囲
- 今後の計画



営業部門

- 顧客説明内容
- 物流・処置



技術者

- 原因究明
- 再発防止
- 被害処理



技術部門

- 官公庁説明
- 被害・損害措置



法務・総務部門

「公衆への説明責任」



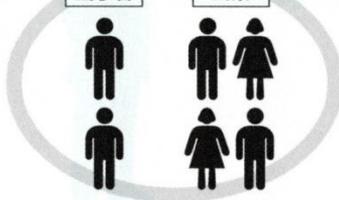
技術者

説明内容

- わかりやすい
- 時系列説明
 - 図解・地図
 - 用語解説
 - 原因説明
 - 懸念の払拭
 - 当面の補償
- 安心・共感
- 言葉使い
 - 誠心誠意

当事者

公衆



「マスメディアなどへの説明責任」



技術者

説明内容

- 報道しやすい
- 時系列説明
 - 説明内容
 - 図解・地図
- わかりやすい
- 用語
 - 原因説明
- 記事にしやすい
- 説明時間帯
 - 会見写真

マスメディア取材・報道

当事者・公衆

- ニュース
- 報道番組
- 記事
- ネット
- インタビュー



